

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更				
(宛先) 京都市長		平成29年7月31日				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 庄司 哲也 電話 03 - 6700 - 4225				
主たる業種	長距離電気通信業	細分類番号	3   7   1   2			
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで					
基本方針	NTTコミュニケーションズは、グローバルな規模であらゆるお客様の利益につながる最高水準のサービスを創造し、提供する全ての過程において、地球環境保全に積極的に取り組むとともに、環境にやさしい社会の実現に貢献します。(詳細は弊社H.Pを参照 <a href="http://www.ntt.com/eco/">http://www.ntt.com/eco/</a> )					
計画を推進するための体制	「経営者」-「エネルギー管理統括者」-「省エネルギー推進委員会」-「エネルギー管理員」-「入居者」 -----「CSR委員会」-----「環境保護推進室」					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	2,852.4 トン	2,671.0 トン	2,605.0 トン	2,283.6 トン	-11.7 パーセント
目標の根拠	・機械室用空調設備のフィルター及び室外機洗浄による冷房効率向上 ・事務室空調の室内温度設定の適正化(夏季28℃、冬季20℃)					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	1.72	1.61	1.57	1.38
原単位の指標及び目標の根拠	・機械室用空調設備のフィルター及び室外機洗浄による冷房効率向上 ・事務室空調の室内温度設定の適正化(夏季28℃、冬季20℃)					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
	122.0 パーセント	133.0 パーセント	133.0 パーセント	133.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	空調温度設定の適正化を実施する。				
	(27)年度	空調温度設定の適正化を実施する。				
	(28)年度	空調温度設定の適正化を実施する。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし				
	上記の措置を採用する理由	当該事業所には社員が常駐しないため、特記事項はなし				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「チーム・マイナス6%」への参加時より「クールビズ」の実施をはじめ、3階上、4階下までは階段で移動する「3UP-4DOWN」運動を実施。 また、社員食堂の割り箸廃止、秩父棚田再生プロジェクトの実施。富士山、全国コムビルの外周等の清掃実施。					
特記事項	・NTTコミュニケーションズグリーン調達ガイドライン(2010年8月)：お取引先に対する評価基準として「環境保全への取り組み意識レベル」を盛り込み、最低限取り組んでいただきたい事項を明確にしましたが、新たなガイドラインではさらに、当社が課題と考えるICT自身の省エネ化(Green of ICT)の観点を追加しています。 ・超過削減量の差引として、第1年度(H26年度)に200t、第2年度(H27年度)に200t、第3年度(H28年度)に682t適用した。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。